

憲法記念日にあたっての会長談話

本日、日本国憲法が施行されて76年目の憲法記念日を迎えました。

明治憲法下における全体主義体制から先の大戦に突き進み、多数の犠牲者を出したことへの深い反省から、日本国憲法は、個人の基本的人権の尊重、国民主権を定めています。

そして、日本国憲法は、最大の人権侵害である戦争を放棄する恒久平和主義を採用し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利、すなわち平和的生存権を有することを前文で確認しています。

現在、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻は多数の死傷者を出しながら、1年以上、継続し、平和的生存権が侵害されています。

当会は、ロシア連邦のウクライナ侵攻および核兵器使用の威嚇を強く非難する会長談話を2022年3月4日付で発し、日本政府に対し、平和的手段による最大限の外交努力を行うことを求めています。

また、当会は、国民主権の要請の下、憲法改正手続に国民の意思を適切に反映すべく、有料広告規制及び最低投票率に関し、「日本国憲法の改正手続に関する法律」の抜本的改正を求める会長声明を2021年8月6日付で発しています。

基本的人権の擁護と社会正義を実現することを使命とする弁護士によって組織される当会は、人権の救済に努力し、憲法の基本原理を実現するための提言や実践に真摯に取り組むことを改めて決意いたします。

2023年（令和5年）5月3日

茨城県弁護士会

会長 望月 直美